

令和3年第2回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年6月18日（金曜日）午前11時28分～午後0時7分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第115号 交通事故に係る損害賠償の額の決定について

4 報告案件

(1) 事故の報告について

(2) 事故の報告について

(3) 事故の報告について

(4) 事故の報告について

(5) 事故の報告について

(6) 青森市新田浄化センターの次期運転者管理業務委託について

○出席委員

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

委員 中田靖人

委員 竹山美虎

委員 工藤健

委員 藤原浩平

委員 奥谷進

委員 里村誠悦

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 中川 覚

都市整備部長 平岡 弘志

水道部長 横内 修

交通部長 赤坂 寛

都市整備部次長 佐々木 浩文

水道部次長 西村 務

交通部次長 今 国弘

交通部管理課長 堀川 慎一

八重田浄化センター所長 鈴木 浩司

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 柿崎 良輔

議事調査課主査 岩間 憲仁

議事調査課主査 木村 結衣

○神山昌則委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

議案第115号「交通事故に係る損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 それでは、議案第115号「交通事故に係る損害賠償の額の決定について」御説明を申し上げます。

本議案につきましては、先般、5月25日開催の本常任委員協議会におきまして御説明をいたしておりましたが、市営バスの交通事故に伴う損害賠償の額の決定につきましては、地方公営企業法第40条及び青森市公営企業の設置等に関する条例第15条において、「法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円を超えるときは、議会の議決を要する」と規定されておきまして、このたび、相手方との仮示談が調い、損害賠償の額が500万円以上となりましたことから、本定例会で御提案しているものであります。

それでは、お手元に配付いたしました資料に基づきまして御説明いたします。

まず、「1 事故の概要」についてであります。当該交通事故は、令和2年12月23日午後1時47分頃、東部営業所行きの市営バスが原別停留所付近を運行中、対向車線にはみ出し、対向車と接触後、相手方——とき歯科医院になりますけれども、建物等に衝突したことにより、当該建物等に損傷を与えたものであります。

次に、「2 損害賠償の額」につきましては、損傷した建物の外壁やオイルタンク、エアコンの室外機等の修繕費用が総額で510万円となっております。

なお、損害賠償につきましては、交通部が加入している自動車保険で対応することとしております。

このたびの事故を受けまして、直ちに全乗務員に対し、交通安全の徹底を指示したところではありますが、今後におきましても、安全運転の研修プログラムを一層強化し、交通部職員一同、一丸となって交通事故防止に努め、お客様が安心して市営バスに乗っていただけるよう、取り組んでまいります。

以上、議案第115号「交通事故に係る損害賠償の額の決定について」御説明を申し上げますが、委員の皆様には、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○神山昌則委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 510万円となって、高額なものになったなという感じがしますが、ここに書かれている内訳の金額について教えていただければと。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 少しお待ちください。

○**神山昌則委員長** はい。

○**赤坂寛交通部長** すみません、金額でありますけれども、建物のほうがおおむね全体を占めていまして、私の持っている内訳書がすごく細かいものですから、510万円の内訳としては、一部オイルタンクとかそれ以外の設備のものがありますが、それが数十万円程度でありまして、残りが建物のほうの損害——要は外壁とか内壁の部分ですとか、そちらの工事費がメインとなっております。残りの設備として、写真にもついています、外にあるオイルタンクやその部分のところは数十万円の金額であります。

○**神山昌則委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 具体的に、例えば外壁、建物のほうで幾らかかったとか、今の御答弁だとちょっと不十分な気がするんですよ。もう少しちゃんと分かりませんか。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 大変お待たせいたしました。すみません。後ほど、内訳を示した資料をお出ししたいと思いますけれども、ちょっとお待ちください。

○**神山昌則委員長** 今の藤原委員の質疑に対して、オイルタンクだけでないんですよ。建物もかかった、こっちが重要だと思うんですよ。そういうことなんですよ。オイルタンクが三、四十万円じゃなくて、500何万円とは大きい金額だと思うんですよ。

藤原委員。

○**藤原浩平委員** 説明として、例えばオイルタンクなどで、その設備面で数十万円という説明だとちょっと不十分ではないかという話ですよ。例えば、オイルタンクが幾ら、エアコンの設備がこれに幾らとか、具体的に出して欲しかったということを指摘しているのであって、反対するわけにもいかないけれども、やっぱり議会の承認を求めるといふことであれば、その中身などについてもしっかりと数字を示すべきだということを指摘しておきたいと思います。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 大変申し訳ございません、先ほど言いました、今回の相手方に与えました損傷につきましては、建物がメインになっておりまして、オイルタンク等々の部分が数十万円程度でありまして、残りが建物に起因する金額になっております。後ほど、そのところを数値として出させてもらいたいと思います。大変申し訳ございません。

○**神山昌則委員長** はい。やっぱり大きい数字は出すべきだと思います。では、後で数字を出すということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 115 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○**神山昌則委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「事故の報告について」は、関連する 5 件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** それでは、市道の破損等に起因して発生しました事故 5 件につきまして、お手元に配付させていただいております資料に基づき、御報告を申し上げます。

お手元の資料①を御覧ください。事故の発生は、令和 3 年 4 月 9 日金曜日、午後 7 時 10 分頃、羽白字富田の市道森林軌道廃線通り線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前後輪ホイールを損傷したものであります。

次に、お手元の資料②を御覧ください。事故の発生は、令和 3 年 4 月 12 日月曜日、午前 7 時 20 分頃、新城字平岡の市道新城緑ヶ丘 11 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側後輪タイヤを損傷したものであります。

次に、お手元の資料③を御覧ください。事故の発生は、令和 3 年 4 月 13 日火曜日、午後 6 時頃、港町二丁目の市道港町二丁目 1 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前後輪ホイールを損傷したものであります。

次に、お手元の資料④を御覧ください。事故の発生は、令和 3 年 4 月 15 日木曜日、午後 7 時 30 分頃、駒込字桐ノ沢の市道駒込 1 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪ホイールを損傷したものであります。

次に、お手元の資料⑤を御覧ください。事故の発生は、令和 3 年 4 月 20 日火曜日、午前 9 時 30 分頃、富田三丁目の市道相野線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

いずれの事故現場につきましても、事故の通報を受け道路維持課職員が穴埋めの応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故につきましては、幸い、けが人はなく、市が加入している道路

賠償責任保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところではありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。里村委員。

○里村誠悦委員 すごく事故が多いので、この前、道路を直すようにいろいろアイデアを出したんですけれども、事故が多く出ているところとか、こういう場所で発生しやすいというのは、一度調べたことはあるんですか。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 里村委員からの御質疑に、直接のお答えになるかどうか分かりませんが、最近の傾向として、ホイールのみ損傷事故が多くなっています。

例えば、本日、御報告させていただきました①番の事故、それから③番の事故、④番の事故、これらは全てホイールのみ損傷ということになっております。資料の下の写真を見ていただきたいんですが、①番の下に損傷車両の写真があります。これを見ていただいて、それから③番の同じく損傷車両の写真を見ていただきまして、同じく④番の車両を見ていただくと、ほぼ似たような車両になっています。この車両の特徴でありますけれども、タイヤのゴムの部分が非常に薄くホイールが大きいという、最近はやりのタイヤになっているようであります。最近、パンクではなくて、こういう、ホイールのみ損傷が多いというのが傾向として見られるところでもあります。

里村委員から御質疑のありました、地域的な特徴や、傾向、そういったものについては把握しておりません。

○神山昌則委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 分かりました。これからも出ると思うんで、舗装の種類とか——どうしても青森は雪国なので削られてしまうんですよ。だからこれからの舗装においては、アスファルトとかはもう少し研究したほうが——どこかの大学と提携しながらやるとか、そういうことも考えてはいかがでしょうか。それから場所も、事故も随分あるので、やっていくと大体何メートル道路で多いとか、こういう車の通りが激しいところが多いとか、そういうことが分かると思うので、もしできたらそういうことをやっていただきたいと思います。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 確認です。けが人はなかった、保険適用する、そこまではいいん

ですが、現在交渉中という話でしたけれど、5件とも現在交渉中なのか確認です。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 5件とも現在交渉中であります。事故の過失割合であるとか、そういったものについては、やはり相手方と交渉が必要でありますので、ある程度時間がかかるものであります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 過失割合という話がありましたけれども、穴が開いて落ちて損傷したということであれば100対ゼロということでは普通は考えるんだけれども、ただスピードであるとか、そういう部分などがいろいろあって、交渉をしているのかなと思うんですけど。その辺をもう少しお願いします。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 これまでの例ですと、日中の事故等で、道路状況が十分確認できるような場合には、通行者にも道路の整備状況に応じて安全に通行すべき注意義務があることから、過失割合はそれぞれ5割とする場合が多く、一方で、夜間、降雨・降雪等により道路状況の確認が困難と認められる場合においては、市の過失を10割とする場合が多くなっておりますけれども、具体には個々の事故の状況によって過失割合を決めているというところであります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。いろいろあるということだと思います。もちろん運転者にも不注意というか、安全に走行するための義務というものがあるけれど、5割とは、一般的に考えられないかなど。自分としては、感覚としてそういうのがありますので、交渉事ですからその辺はあると思いますけれど、やはり原因が、道路上の穴に落ちてということを考えて、真摯に向き合って対応していただければと思います。

以上です。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 道路管理者として、穴があるということ自体が問題なのであって、過失割合云々ということはまだ素直に受け止められないというところもありますが、この高そうな車でみんなホイールがいかれているということで、比較的小さい穴でもホイールが——この写真を見る限りではそんなに大きな穴でないのだけれども、ホイールを損傷されているということもあると思います。一つはやっぱり、こういう穴をできるだけ早く補修していくということが大事だと思いますが、今、報告のあった5件の穴への損傷事故について、応急処置はしたということでしょうけれど、その後、舗装し直しといいますか、それはやられているんですか。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 応急措置をした後、パトロール等で現場を確認しまして、特に問題がないようであればそのままですけれども、その後、応急措置をした舗装がまた剥がれているとか、そういった場合にはパッチングという、委託業者によって新たに加熱合材で補修をしております。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 雪解け後、3月、4月は出るのは当然です。これは青森の特性上避けられません。ただ、この間聞いたら、パトロール班が3班だと。しっかり集中して、パトロールや補修をしてもらいたい。ただ、全部を市が見つけれられるとは当然限らないので、市民からの相談・要望ということで、まちレポあおもりを通じて、道路補修の依頼はこの3月、4月、結構あったものでしょうか。おおよその数字が分かればお伝えください。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** まちレポあおもりによる穴埋めに関する通報でありませんが、3月は24件、4月は18件、5月は13件の通報が来ておりまして、全て対応済みであります。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○**工藤健委員** まちレポあおもり、私、10件ぐらいお願いしていました。本当にまちレポあおもりは使いやすくいいんですけど、ただ、毎年同じ場所で穴が開くというのも多々ありますので、そういうところはきっちりとパッチングをやっていただくようにしたほうがいいと思います。箇所によっては本当に去年もというところが結構あると思いますので、よろしくをお願いします。

○**神山昌則委員長** 要望でよろしいですか、はい。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市新田浄化センターの次期運転管理業務委託について」報告を求めます。水道部長。

○**横内修水道部長** 青森市新田浄化センターの次期運転管理業務委託について、御報告いたします。資料を御覧いただきたいと思います。

まず、「1 経緯」であります。青森市新田浄化センターの運転管理については、民間のノウハウを活用して適正な処理を安定的・効率的に行うことを目的に、平成29年度から包括的民間委託を導入し、5か年の委託期間により実施しているところでありますが、今年度がその最終年度でありますことから、次期包括委託の業者を年度内に選定するものであります。

次に、「2 業務内容及び委託期間」ですが、業務内容は、新田浄化センター及び関連する施設の運転管理、保守点検、水質分析、ユーティリティー調達及び付帯業務等の包括的委託となっており、委託期間は、令和4年4月1日から令和9年3月

31日までの5か年としております。

次に、「3 業者選定方法」ですが、下水処理施設の包括的民間委託は、民間のノウハウを活用して適正な処理を安定的・効率的に行うことを目的としていることから、前回と同様、価格面、業務遂行能力及び技術提案を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により、業者選定を行うこととしております。

次に、「4 募集についての基本的考え方」ですが、プロポーザル参加者に求める要件といたしましては、1つに、事業者は維持管理の質を確保するため業務遂行能力及び技術能力を有すること、2つに、民間の創意工夫を活かした効率的な運営手法の提案があること、3つに、地元企業の受注機会を創出するため地元企業1者以上を含む共同企業体とすることなどを想定しております。

最後に、今後のスケジュールですが、8月に公募型プロポーザル方式による提案書の募集について公告し、参加者の受付を行うこととしております。

参加業者からの提案書につきましては、9月を提出期間とし、その後10月から11月にかけて、審査委員会による審査により優先交渉権者を決定し、12月には、優先交渉権者との協議を経て契約締結することを予定しております。

そして、来年1月から3月にかけて十分な引継ぎ等を行った上で、来年4月から開始することとしております。

報告は、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。奥谷委員。

○奥谷進委員 今、水道部長から新田浄化センターの次期運転管理業務委託について説明がありました。

私は、公募型プロポーザル方式というのは、決して両手を挙げて賛成するという気持ちにはなれないわけであります。その理由というのは、常に前任者の持ち点数が、公募をして新規でやる人よりも必ず若干のハンディキャップがつくわけであります。私は、そういうものを吟味して——例えば、八重田浄化センターあたりはずっと同じ業者でしょう。そういうことではなく、我が青森市の業者もたくさんおるわけであります。そういう意味からも、今後は、同じプロポーザル方式でやったとしても、もっと具体的に詰めていかなければ、いつまでも同じ業者がやれるということは、私は決して賛成しかねるわけであります。そういう意味でぜひとも、これからのプロポーザル方式についての採点方法、さらにまた、体面の様々な会社が——大手も来ることだと思います。また、青森に支社、営業所があると参加できるわけでありますが、そういうものを考えるならば、プロポーザル方式を見直す必要があるんじゃないかと。そう考えます。あえて答弁は要りません。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 平成29年から、包括的民間委託ということで始まって、今回が初

めてだったわけですね。この5年間で何か問題があったとか、あるいは、効率的な運営手法の中で出てきたものとか、そういうものがあつたのかどうかを、次の委託に生かすためにも教えてほしいなど。

○**神山昌則委員長** 水道部長。

○**横内修水道部長** これまで、定期的なモニタリングを実施してきておりますが、特段の問題というのは発生していない状況であります。今まで直営でやっていたときよりも効率的な部分については、担当者へバトンタッチして、お答えさせます。

○**神山昌則委員長** はい、どうぞ。

○**鈴木浩司八重田浄化センター所長** 効率的な部分ということでもありますけれども、例えば、下水処理場の中で発生する汚泥というものを処理するんですけども、当初、当該業者の提案にありました、脱水という——水分を絞るんですけども、その効率を上げるための薬を注入する設備の追加と改造、そういったことの提案がありまして、実際にやったところ、効果が見られているという事例があります。

○**神山昌則委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 分かりました。ぜひ、次回の運転管理業務委託についても、それらの生かせるものはしっかり生かしていただいた上で、これも業務の遂行能力とか、技術関係が関わってきますので、そういう意味からも対応していただきたいと要望して終わります。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** まず最初に、奥谷委員が申し上げたことはもっともな理由だと思います。

公募型プロポーザルで実績があるとか、持ち点制があるということでこれは今までの契約の中でも課題の一つでした。その中で、恐らくそれだけ参入したいという意向だと思うんですけど、現在の事業者と前回公募のときは何者ぐらいあつたのかお示してください。

○**神山昌則委員長** 水道部長。

○**横内修水道部長** 前は6者、提案しております。現在の受託者は、水ing株式会社と、豊産管理株式会社の特定共同事業体となっております。

○**神山昌則委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** 6者ということで、やはり、それなりの参入ということは——参考までに、例えば令和3年度分の委託管理費は年間どれぐらいなのでしょう。

○**神山昌則委員長** 水道部長。

○**横内修水道部長** 今年度の委託費は、1億6842万2100円となっております。

○**神山昌則委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** 約1億6000万円ということで、年間に対して大きい額です、これが5年間ですから。やはり、公正な業務委託の選定をよろしく願います。

以上です。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかの理事者側から報告事項などはありませんか。

○**神山昌則委員長** また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 先月の常任委員協議会でも報告があった、青森市ブロック塀等耐震改修支援事業について、確認と要望を申し上げたく、よろしくお願いします。

このブロック塀は、例の平成30年大阪北部で、危険なブロック塀が倒れて児童が亡くなったという大変痛ましい事件です。あのときは早速、教育委員会が全学校の敷地のブロック塀等を調査し、また、都市整備部とも連携して、地域の通学路等の危険なところを調査したり、依頼した記憶があります。今回は、学校の施設内はきちんと終わったということで、それ以外の一般の道路、通学路でもあるんですけど、それが今回、改修の補助の支援事業になるということでありまして。これは当然引き合いがあったと思います。あの当時も、補修したいんだけど何かないのかなということでありました。先月の報告では、募集期間が7月1日から9月30日までという限られた期間であり、またすぐなのですが、応募はまだですけど、これまでの経緯から、問合せや引き合い等はあるものでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 今年の4月から、担当課に電話等で補助制度に関する相談は寄せられておまして、今のところ6件問合せが来ております。

○**神山昌則委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** ありがとうございます。6件とはあまりにもぴったりしているんですけど、先月の説明も上限12万円で、6件分で72万円の予算額だということで、ちょうどその引き合いに結果合ってるのかなということでありましてけれど、これは恐らくまだ周知徹底されてない部分があるので、今後、今回の応募に限らず、さらに要望の声が来た場合はまた、各定例会の補正予算または来年度当初予算に計上してはいかがでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 来年度等の件数につきましては、今年度の応募件数、それから相談件数、これらの状況を踏まえて再度検討してまいりたいと考えております。

○**神山昌則委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** そうですね、応募状況からであるということなので理解します。

あと1点だけ要望なんですけれど、当然、この事業の周知をホームページと、また広報あおもりでも出すとお聞きしておりました。漏れるといけないので、できれば直接各町会長・町内会長に——今からだと回覧板を回すにも、連合町会長・町内会連合会会長にお願いして1か月ぐらい事務手続がかかるので、直接各町会長・町

内会長にだけその事業の書面が届くように市民部とも連携して、この事業の周知をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ほかの委員の皆さんから御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)